

千葉県告示第423号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年5月18日

千葉市長 神谷俊一

名 称	所 在 地	指定年月日
(診療所)		
ちからいしこどもクリニック	千葉市稲毛区作草部町 592-2 2階	令和5年5月1日
(訪問看護)		
夢のまち訪問看護リハビリ ステーション稲毛	千葉市稲毛区小仲台 7-9-5 AKビル 203号室	令和5年4月1日
アネラケア訪問看護ステーション	千葉市若葉区貝塚 2-9-2 アネックス都賀 201	令和5年4月1日
訪問看護ステーション ことり	千葉市花見川区幕張本郷 2-3-2 ニューエイト本郷第2 105号	令和5年4月1日
千葉診訪問看護ステーション	千葉市中央区院内 1-8-8 3F	令和5年4月1日